

(注意事項)

- ① 申請書は、申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ提出することができません。また、過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ申請書を提出することができません。
- ② 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人については、再度、特例認定を受けることができません。
- ③ 過去に認定（有効期間の更新を除きます。）又は認定取消しを複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消し日を記載してください。
- ④ 申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合又は特例認定を申請する法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間が実績判定期間となります。
- ⑤ 事務所の責任者とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができるものをいいます。
- ⑥ 申請書には次頁の「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。